

事務所概要

◎主な取扱分野

◎ご相談に際しては、まずは事前に電話にてご予約下さい。

- 民事 ■ 各種損害賠償請求、各種契約締結・交渉、契約書作成、借地・借家、不動産取引、労働問題、消費者問題(先物取引等)、交通事故、医療過誤、マンション問題(区分所有法等)、報道被害、名誉毀損
- 家事 ■ 離婚、相続・遺言、成年後見
- 会社 ■ 企業法務一般、顧問業務
- 倒産 ■ 破産、民事再生、債務整理(多重債務の処理)
- 刑事 ■ 通常刑事事件、少年事件
- 行政 ■ 出入国管理関係

◎所在地

〒105-0003 東京都港区西新橋2丁目18番1号 弁護士ビル2号館608号
TEL:03-3434-8533 FAX:03-3434-8299

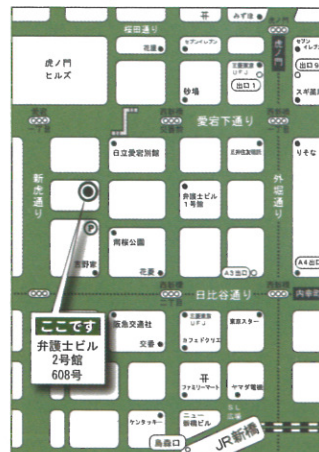
◎ホームページ

<http://tokyo-hanamizukilaw.jp/>

◎営業時間

月～金 / AM 9:30～PM 6:00(祝祭日及び年末年始を除く)

◎地図



- 銀座線虎ノ門駅 出口1 徒歩7分
- 都営三田線内幸町駅 出口A3 徒歩8分
- JR新橋駅 烏森口 徒歩13分

あけまして

おめでとうございます。

ご挨拶

新年あけましておめでとうございます。

新しい年を、健やかに迎えになったことと思います。

さて、今年10月で当事務所は設立10年となります。

北村忠彦弁護士の急逝と森の日弁連事務次長就任を機に、二つの事務所が一つとなってスタートした当事務所ですが、皆様のおかげをもちまして何とか10年を過ごして来ました。

十年ひと昔と言いますが、この間の世の中の移り変わりは目まぐるしい限りでした。この10年の記憶という、自民党に変わり新たに政権を担った民主党政権への期待と失望、東日本大震災と温暖化対策を含む今後のエネルギー政策など、これからの日本と世界を考えさせられる10年でした。ある意味、バブル崩壊後の失われた10年で悶々としていたわれわれに、平穏な昨日は永遠には続かないということを痛感させた10年でもありました。非正規雇用が4割も占めるに至り、働き方改革も、真に雇用を支え、安心して働ける環境を創出するものになるのか、じっくりと見守る必要もあります。少子高齢化、急速に発展するAI技術、課題山積ではありますが、高い山に挑むように、新たな気持ちで、この新しい年を送りたいと思います。

本年、森は弁護士となって30年目を迎えます。後藤弁護士は昨年20年目を終え、西岡、北村両弁護士は来年20年目を迎えます。さらに、研鑽を積み、新たな時代に対応できるリーガルサービスの提供をめざして参りたいと思います。

本年もどうかよろしくお願い致します。

平成30年1月1日

はなみずき法律事務所 所員一同



はなみずき 法律事務所

Hanamizuki Law Offices

～2018年～
新年のご挨拶

知っていますか?

—法律コラム—

老後の安心のためのホームロイヤー契約について

最近、ご本人、あるいは、ご本人がお亡くなりになった後に残されることになるご家族(主に配偶者)の老後の不安に関するご相談をお受けすることも増えてきました。

今回は、判断能力の低下や、詐欺、悪徳商法といった高齢者を取り巻く危険に不安を感じているご高齢の方に弁護士が寄り添い、ときには医療機関や福祉機関などとも連携しながら、法的支援等を行ういわゆる「ホームロイヤー」という業務についてご紹介します。

判断能力が一定程度低下し、援助が必要になった場合に備えた「成年後見制度」については、ご存知の方も多いかと思いますが、ホームロイヤー業務については、あまり知られていないのではないかと思います。医療における「かかりつけ医」に似た、「かかりつけの法律家」といった感じでイメージいただければよいかと思います。

ホームロイヤー業務は、特別に法で規定されたものではありませんので、定型的なものではありませんが、主な業務としては、①法律相談等の生活上の様々な相談、②見守り契約などが挙げられます。

ホームロイヤー業務においては、まず、生活支援、財産管理等に関するご本人の老後設計や、遺言、事業承継、死後事務等の死亡後におけるご本人のご希望などの情報を記した、いわゆる「ライフプランノート」を作成します。ライフプランノートは、ホームロイヤー契約締結後、早期の段階で作成しますが、家族構成等、ご本人を取り巻く状況が変化したり、ご本人のご意向が変わったりした場合は、内容を修正することになります。

前述の、①法律相談等の生活上の様々な相談を

お受けした際は、ライフプランノートなどを参考に、ご本人の将来設計などに関するご意向を確認した上で、それに沿ったアドバイスを差し上げることとなります。お受けする相談内容は、一般的な法律相談の他、財産管理、生活設計、遺言、相続、事業承継、死後事務等、多岐にわたることが想定されます。

また、②見守り契約は、定期的な電話や訪問等による面談により、生活状況、健康状態の変化や何か問題を抱えていないかといったことについて確認を行うものです。これによって、何らかの問題を抱えているにもかかわらず、ご本人がその重大性に十分気づきでない場合などにも法的支援を行うことができますし、高齢者を狙った詐欺、悪徳商法等による被害を未然に防いだり、健康状態に問題がありそうな場合は、主治医に連絡し、早期の診療につなげたり、といった対応をすることができます。また、成年後見申立の適切な時期を見極めるためにも、見守り契約による定期的な連絡は役立ちます。

ホームロイヤー契約も契約である以上、判断能力に問題が生じた後の契約が無効になる場合もありますので、現在はまだまだお元気で、直ぐにサポートが必要ではないという場合、実際の業務はもっと先に開始することとして、ホームロイヤー契約の締結が先に行うといったことも考えられます。

上記は一般的な説明ですが、前述のように、ホームロイヤー契約は法定の制度ではありませんので、各自の生活設計やご家族との関係などを踏まえ、いろいろなアレンジが考えられるかと思います。ご関心をお持ちの方は、ご相談下さい。(西岡)

メンバー's コラム



LAWASIA東京大会を終えて

LAWASIA(The Law Association for Asia and the Pacific)とは、アジア・太平洋地域の法曹団体、法律家による国際法曹団体で、約30の国・地域の弁護士会と、1500名以上の個人会員で構成されています。毎年各地で開催される年次大会には世界中から法律家が集まり、互いに交流を深めるとともに、3日間にわたり行われる約30の分科会を通じて、ビジネスから人権まで多岐にわたるテーマについて各国の法律家による最先端の議論に触れ、知見を広げる機会となっています。

そして、2017年の年次大会は、1975年、2003年に続き、3度目の東京開催となり、2017年9月18日から21日までホテルニューオータニ(東京)で開催されました。東京大会には例年の倍以上の1600名もの人が世界各国から参集し、開会式では皇太子殿下が英語でスピーチを披露されました。

私は、会期中に催された3つの分科会と一つのイベントの責任者として本大会に関与しましたが、国際会議の準備は国内とそれと勝手が違い、大会が始まってからも毎日何らかのハプニングに見舞われ、もともと太かった神経がさらに太くなった気がしました(笑)。

例えば、私が担当した分科会のうち“Migrant, Family and Children”の分科会では、移民排出国代表としてスリランカの弁護士が登壇予定

でしたが、当該弁護士がスリランカ政府と対立して国外に逃亡。大会に参加できないことになってしまいました。すると、もともと移民受入国代表として登壇予定で、スリランカの移民プロジェクトに参加したことがあるというドイツ人弁護士が、スリランカの出稼ぎ労働者とその家族を巡る問題について自分が報告しても良いと申し出て下さいました。ところが、いざ分科会で彼女がスリランカの問題について報告を始めると、スリランカ政府で働いているという弁護士らから次々と手が挙がり「スリランカ政府は様々なセーフティーネットを整備しており、出稼ぎ労働者やその家族の状況に問題はない」「彼女の情報は不正確」と猛反発。セッション終了後も当該ドイツ人弁護士を取り囲み、いわば糾弾状態となってしまいました。国際会議で他国の人権を語ることの難しさを痛感しました。

…といった具合に色々ありましたが、会期中は「AI(人工頭脳)は弁護士の仕事を担えるか?」「デジタル化され国境を越えて取り扱われる個人情報情報を誰がどう管理するか?」など、日常業務の中では意識しない興味深いテーマについて、第一線で活躍する法律家の話を聞くこともでき、刺激的で充実した3日間となりました。(北村)





弁護士
森 徹

「平成30年」

新しい年を迎えました。
冒頭にも述べましたが、私は平成元年に弁護士登録を致しましたので、弁護士となって何年目かは覚えやすかったわけですが、いよいよ来年今上天皇の生前退位により、今後は、そもいなくなりました。
昭和天皇が崩御された時は、私の司法修習も終わりに近づいていました。当時は特に天皇制には肯定的ではなかったものの、二日酔いの顔をふって、夕刻二重橋に向かい、記帳の列に並びました。当時の日本は、好況に浮かれ、久方の静謐に包まれることも時代の流れとして受け止めていたようでした。皇居の空を流れる雲を薄らと照らす夕陽を見て時代の節目を目の当たりにする身ぶるいする思いを禁じえませんでした。その後はご案内のとおりバブル崩壊で、仕事の

大半はその後片付けに追われました。ある意味、法律家としてのやりがいを感じる事ができた時代でもありました。法律の不備を補うように、相次ぐ執行法制、倒産法制の改正が続きました。その後の10年は、それまでの高度成長時代の産物である終身雇用制は終わりを告げ、合理化、リストラの字を新聞紙上に目にしない日はなかったように思います。
さて、現在、失われた10年、20年をとりもどすべく、超低金利政策は続くものの、日本を含む先進国は、低成長をいかに続けるかに苦慮する日々を続けております。企業業績は最高益を更新したものの、将来世代のつげが大きく膨らんでいることが気がかりです。そんなこんなを心配しながら、今年も始まりました。
本年もどうか宜しくお願い致します。



弁護士
西岡 弘之

心の中のお守り

私には、遠く離れていても、しばらくお会いしてなくても、ひと時も忘れられない人というのが何人かいらっしゃいます。その中の一人が、小学校1、2年生のときの担任の先生です。当時の私は、行儀も悪く、かなりのやんちゃ坊主でしたので、先生には相当ご苦労をおかけしましたが、何かに落ち込んでいた私に優しく声をかけて下さるときはもちろん、授業をさぼって、悪友と一緒に校舎の裏庭に隠れて遊んでいた私をごっぴどく叱ってくださったときも、おらかな愛で包んでくださっているのが伝わってくる暖かい先生でした。
先生は、私に「ハチ」というあだ名をつけ(私が小学校に入学した間際のこと、蜂に関する詩を書いたこと由来しているのかもと思いますが、本当のところはよくわかりません。)、私を励ますときも、叱るときも、「ヒロくんはハチの力を

持っているのだから」と応援してくださいました。母子家庭に育った私にとって、いつも身近にいて、愛情を注いでくれたり、厳しくしてくれたりしてくれる最初の大人の男性だったということもあって、私は、先生を強く慕うようになり、先生は、私が3~4年生のころ、他の小学校へ移られたが、その後も、ときどき連絡を取らせていただいております。大人になってからも、いやなことばかり続く辛いときや、孤独や悲しみに打ちひしがれそうになったときなど、先生の愛情に包まれていた時の記憶を反芻するだけで、心の片隅に、ぽっと、淡く温かい火が燈り、立ち直ろうという気持ちになることができました。
先生は数年前にお亡くなりになりましたが、今でも、先生は、私の心の中のお守りです。



弁護士
後藤 啓

鎌倉

このところ、何度か鎌倉に行くことがあり、時間がある時には、鎌倉の町を歩いています。
鎌倉の町には、有名な寺社が数多くあり、観光地として楽しめるだけでなく、山が複雑に入り組んだ地形なので、少し奥まったところに行こうとすると、結構、歩き道があり、良い運動にもなります。
先日、鎌倉五山の一つの建長寺を拝観してきました。鎌倉駅方面から、鶴岡八幡宮をの脇を通って歩くこと、30分くらいかかるのですが、非常に立派なお寺で、鎌倉では外せない名所だと思います。その時は、そのまま裏山に登り、半僧坊とその上の見晴台まで行ってきました。かなりの急坂で、息が切れましたが、そこからの眺めは最高で、遠く相模湾まで見渡すことができました。
ところで、鎌倉に行くといつも感じるのは、交通渋滞の酷さで

す。バスに乗っている、鶴岡八幡宮の前の交差点のところは、平日でも混みますが、休日には、かなりの渋滞になります。昨年9月に、国交省が鎌倉市を「観光交通インベーション地域」に選定し、ICT・AIを活用した観光渋滞対策の実験を始めたそうです。具体的には、ロードプライシング(交通渋滞を解消するため、一定の地域に出入りする車から料金を徴収する制度)の導入を検討しているそうですが、鎌倉の場合、周りを海と山に囲まれ、市内に入る主な出入口が限定されているので、ETCなどの課金ポイントを設定しやすいのだそうです。住民に対しては、課金しないか、その負担を抑えることを検討しているそうですが、導入の鍵は住民の理解であると、新聞の記事には書かれていました。
鎌倉は素晴らしい観光地だと思いますので、住民と観光客の双方に良い解決策が見つければと祈っています。



弁護士
北村 聡子

弁護士としての能力

弁護士に必要な能力は何でしょうか。論理的思考力? 調査能力? 文章力?
確かにこれらも必要ですが、今回は、司法試験では求められなかったものの実務では必要とされる若干マニアックな能力をご紹介します。
1 佈じけない能力
裁判官や相手方を説得する場面が多いため、堂々と大きな声で話す能力も必要です。また、厳しい感情が渦巻く場面に身を置くこともあるので、必然的に固太くもなりました。ちなみに、先日、娘がバレエ教室でぐずり始めたので、娘を盛り上げるために、他の子ども達に混じって踊り始めたら、周りのママさん達に驚かれ、「やはりこれは仕事柄、固太くはなるからかな?」と思いましたが、よく考えたらこれは

私のものもとのキャラクターだったかもしれません(笑)。
2 重い靴を持ち続ける能力
弁護士で小さな靴を持っている人は、まずいません。基本的に、パソコンと分厚い事件記録を持ち歩いているため、常に靴は膨れ上がり、コートは肩の部分はすぐにすり減ってしまいます。女性の社会進出が進めば、昨今においてもなお、大きくて、軽くて、丈夫で、かつ、オシャレな女性向けの靴というのものには選多にお目にかかれず、靴選びは苦勞します。
3 早食いの能力
最近、人から「食べるのが早いんですね」と感心されることが増えました。日中忙しく駆け回っているうちに、優雅にゆっくりとお食事を頂くことができなくなってしまったようです。これは悲しい能力です。



事務局

雲取山記念登山

日本百名山のひとつ雲取山は、標高2017m東京都最高峰の山です。昨年(2017年)と同じなので、記念登山が人気でした。地図上のコースタイムを読むと、奥多摩の鴨沢登山口から山頂の往復コースは、日帰りも可能です。奥多摩駅から登山口近くまではバス、登山口まで10分程歩き、そこで入山届を出し、登山開始です。登山道は険しいもの、ひたすら前に進むだけ。視界が開けた時に、遠くに雲から頭を出す富士山がきれいに見え感動しました。が、山の天気は変わりやすく、雨が落ちてきて、雲が晴らなかったのは幸運でした。山頂の「雲取山二千十七年記念碑」で記念写真を撮り、休憩もそこそこ下山開始。登山口に到着した時には、乗る予定のバスに間に合わず、最終バスを奥多摩湖に架かる虹を眺めながら待ちました。



事務局

感謝

昨年、英国王室のエリザベス女王とフィリップ殿下がプラチナ婚を迎えた少し前、私の両親は金婚式を迎えました。半世紀と考えるとかなりの歳月です。その間、良い事も悪い事も数えきれないほどあったと思います。1997年、王室で金婚式を迎えられた殿下は、「女王は忍耐の強さで優れている」と妻を称え感謝の気持ちをあらわしたそうですが、母も忍耐強さという意味では女王並かもしれません。
父は「超」がつくほど真面目で厳しい人なので、母はそうとう苦勞したと思います。それでも、父を支え続け、家庭をシッカリ守ってきた尊敬すべき母に対し、父は、日頃から感謝の気持ちを言葉だけでなく、常に行動に表して、こちらが感心するほどです。
父をみてると、特に家族や身近な相手へ伝える感謝には、愛情や思いやりの気持ちが不可欠だとつくづく思います。